



基準適合認定建築物

この建築物は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条第2項の規定に基づき、耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認められます。

建築物の名称	望湖楼
建築物の位置	鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい温泉字宮ノ本4番25
認定番号	第201900143362号
認定年月日	令和元年8月30日
認定者	鳥取県中部総合事務所長 吉川 寿明

望湖楼 耐震改修工事完了のご案内

この度、お客様に安心・安全にご利用頂けるよう実施しておりました耐震補強工事及び、大浴場のリニューアル工事が2019年8月をもちまして全て完了いたしました。これからも、お客様により安心・安全・快適にご利用頂けます様、取り組んで参ります。今後とも変わらぬご愛顧賜ります様よろしくお願い申し上げます。